

### 地域公共交通計画を策定しています

6月～令和7年3月にかけて、市内の公共交通のあり方の総合的な検討を進めています。

令和5年度は、協議会を3回、地域懇談会を1回開催して、計画の内容を検討していきます。今後の予定は、市ホームページ等でお知らせします。

☎交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)

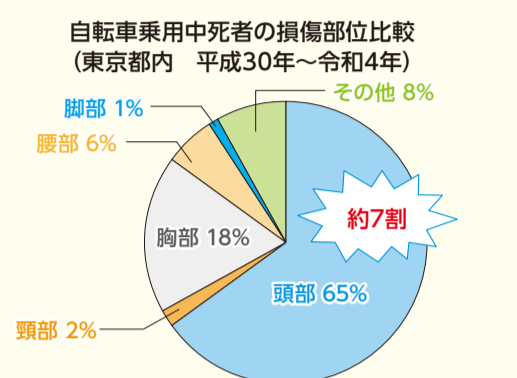
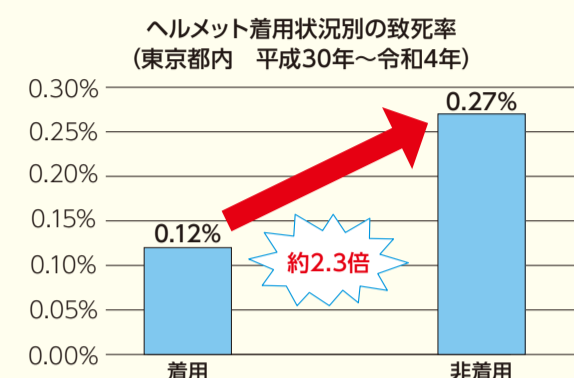


### 自転車に乗るときは大人も子どももヘルメットをかぶりましょう！

4月から道路交通法が改正され、すべての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。

交通事故で重大な被害を軽減するためには、ヘルメットで頭部を守ることがとても重要です。

☎交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)



警視庁統計より作成

## 東小金井駅北口 土地区画整理事業

### 都市計画道路等の整備を進めています

令和4年度は、都市計画道路3・4・9号線と3・4・16号線の交差点周辺および梶野公園南側の3・4・16号線の街路築造工事や駅北口交通広場東側の宅地の整地工事等を行いました。

令和5年度は、都市計画道路3・4・8号線と3・4・16号線の交差点周辺および区域東端の宅地整地工事、街路築造工事を中心に整備を進めていきます。

令和4年度施工済。令和5年度に交差点に信号機を設置する予定です

令和4年度宅地整備済



▲完成イメージ図

#### 梶野公園南側の3・4・16号線 (西側に向けて撮影)



▲令和4年3月時点



▲令和5年6月時点

#### 北口交通広場東側の都市計画道路 (東側に向けて撮影)



▲令和4年3月時点



▲令和5年6月時点

#### 北口交通広場交差点 (南東側に向けて撮影)



▲令和4年3月時点



▲令和5年6月時点

☎区画整理課区画整理係 (☎042-388-0771)

## 居住支援事業

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

市では、令和4年4月15日に関係団体とともに小金井市居住支援協議会を設立しました。市居住支援協議会では、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)が、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議しています。

### 居住支援相談窓口

住宅確保要配慮者が住宅を探すお手伝いをしています。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

■相談場所 社会福祉協議会内 (☎042-386-0295) ※相談は事前予約が必要です

### 居住支援協力不動産店

市の居住支援活動にご理解・ご協力いただける

不動産店にステッカーを貼っています。詳細については、市居住支援協議会事務局(まちづくり推進課内)までお問い合わせください。



## ブロック塀等撤去・木造住宅耐震改修等助成制度をご利用ください

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

### ブロック塀等撤去助成制度

一定条件のブロック塀等の撤去費用の一部を助成しています。

### 木造住宅耐震改修等助成制度

一定条件の木造住宅の耐震改修等の費用の助成を行っています。このたび、助成制度の内容の一部を変更し、一定の要件を満たす住宅の除却も制度の対象となりました。



## 木造住宅無料簡易耐震診断をご利用ください

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅2階建て以下の1戸建ての住宅を対象として、無料の簡易耐震診断を行っています。ご自宅の耐震状況について確認をしたい方は、ぜひご利用ください。



## マンション管理計画認定制度を受付けています！

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、令和4年4月からマンション管理計画認定制度が始まっています。

市は、マンション管理計画認定制度により、一定の基準に適合すると認められるときは、これを認定することができることとなりました。これにより、区分所有者全体の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなり、売却・購入予定者だけでなく、マンションに継続して居住する区分所有者にとってもメリットが期待されています。

詳細については、まちづくり推進課までお問い合わせください。



## マンション長寿命化促進税制 (大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額)

☎資産税課家屋係 (☎042-387-9821)

マンション管理計画認定制度により認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、その翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により3分の1減額します。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

■申告期限 工事完了後3か月以内  
■注意事項 省エネ改修工事に伴う減額など、他の減額措置と同時に適用はできません

